

第 1 章 はじめに

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）の第3期中期目標期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間にわたった。

この間、館を取り巻く状況は大きく変化した。

一つ目は、平成23年4月1日に「公文書等の管理に関する法律」（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）が全面的に施行されたことである。同法は、政府の諸活動に関わる記録保存の徹底、文書のライフサイクルを通じた記録管理方策の導入や特定歴史公文書等の請求権化が盛り込まれており、我が国の公文書管理制度にとって大きな転換点というべきものであった。

館は、同法及び同法に基づく各種ガイドライン等により、歴史公文書等を受け入れ、保存し、一般の利用に供する「国立公文書館等」として位置づけられた。また、独立行政法人等から法人文書を受け入れるとともに、各行政機関においてレコードスケジュールの設定が適切に行われているかについて専門的技術的な助言を行うなど、新たな業務を担うこととなった。

二つ目は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災である。

被害を受けた地方公共団体においては、津波による水濡れや汚泥などにより大量の公文書等が被災し、放置される状態が見られた。館では、平成23年度から2か年にわたり、これらの被災公文書等に対する修復支援事業を実施した。具体的には、被災自治体からの要請を受けて館職員を派遣し、修復研修生として館が雇用した現地の人々が基本的な修復技術を修得し地域の公文書の保全・保存の担い手となるよう養成を行った。

また、東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管（選別）に係る基本的な考えについて整理し、平成24年6月18日に内閣府と連名で各行政機関に連絡した。

三つ目は、新館建設に向けた政府及び国会における検討の動きが加速していることである。

「公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告」（平成20年11月4日）でも、館の現用施設の老朽化・陳腐化・狭隘さが指摘され、霞が関周辺を念頭に置いた計画的な整備が提言されていた。

平成26年度になって、内閣府により「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」が、5月16日から平成27年3月23日までの間、全9回開催された。同会議では、日本国憲法を始めとする重要な歴史公文書等の保存・利用を担う国立公文書館の機能・施設の在り方について、国民や利用者の視点、総合性、効率性等の観点から議論され、8月29日に中間提言が、平成27年3月23日に「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言（平成26年度調査報告）」が、それぞれ取りまとめられた。

館としては、こうした状況の変化に適切に対応しつつ、公文書管理法や中期目標で与えられた任務を適切かつ着実に遂行するとともに、日常業務を通じて把握した業務運営上の課題への対応策を検討し、改善に努めてきたところである。

このうち、各年度における特筆すべき取組を紹介すると、次のとおりである。

（平成22年度）

- ・特定歴史公文書等の利用の請求権化等に対応するなど、新たな公文書管理体制に相応しい館利用等規則等の制定
- ・館が行政機関の職員等に対して行う研修について、従来の研修体系の見直し
- ・電子公文書等の移管・保存・利用のための新たなシステムである電子公文書等の移管・保存・利用システム（以下「電子公文書等システム」という。）を構築
- ・紙媒体の歴史公文書等の保存方法について、マイクロフィルム化して保存することと、デジタル化して電子的に保存することとの技術面、経費面の得失を踏まえた検討

（平成 23 年度）

- ・東日本大震災により被害を受けた地方公共団体の被災公文書等に対する修復支援事業（被災公文書等修復支援事業）への取組（平成 23 年度、24 年度の 2 か年にわたり実施）
- ・電子公文書等システムの運用及び電子公文書の受入れ開始
- ・中間書庫業務の開始
- ・所蔵資料の閲覧に際し利用者が持参したカメラによる撮影を可能とする運用の開始
- ・館創立 40 周年を記念した月替わりの連続企画展の実施

（平成 24 年度）

- ・初めての試みとして京都と大阪で 2 回の館外展示を実施
- ・耐震補強工事の実施

（平成 25 年度）

- ・小学生、中学生・高校生及び一般のそれぞれを対象とした館主催見学会の開始
- ・閲覧室の土曜日開館の試行及び企画展の土曜日開催の開始
- ・本館 1 階展示スペースをリニューアルし、館オリジナル商品の売場を整備
- ・大英図書館の協力により、同館が所蔵する日清戦争関係の版画コレクションとアジア歴史資料データベースによる公文書等を併せて紹介するインターネット特別展の開催

（平成 26 年度）

- ・展示スペースを改修し、重要な公文書等を紹介する常設展を設置
- ・見学コースを整備し、各種見学の受入れ等利用者層の拡大に向けた取組の強化
- ・デジタルアーカイブ等システムの次期システムの構築に向けた要件定義書の策定等
- ・外国の公文書館と連携してその所蔵資料を紹介する初めての試みである「J F K-その生涯と遺産」展の開催
- ・情報発信の取組の強化（ツイッターの開始、広報誌の創刊）
- ・中間書庫の設置場所を虎ノ門からつくば分館に移転

館は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の改正に伴い、平成 27 年度から行政執行法人（単年度ごとに目標管理を行う法人）に移行することになった。これにより、平成 26 年度をもって中期目標に基づく管理を終了することとなった。

今後とも、公文書管理法及び年度目標で与えられた任務を適切かつ着実に遂行するとともに、日常業務を通じて把握した業務運営上の課題への対応策を検討し、改善に努めることとしたい。

また、業務の実施に当たっては、館の活動についての積極的な情報発信に努めるとともに、業務の効率化と質の向上を図ることとしたい。